

第1章 総則

(名称) 第1条 本会は旭区薬剤師会と称す。(以下『本会』という)

(事務所) 第2条 本会は事務所を横浜市旭区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的) 第3条 本会は相互扶助の精神に基き会員のため必要な事業を行い、薬学・薬業の使命たる地域住民の福祉増進のため、研修並びに相互の交流を図りもって業界の信用を保持し、且つ社会的・経済的地位の向上と業務の円滑な発展を期することを目的とする。

(事業) 第4条 本会は第3条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 薬学薬業の進歩発展に関する事項
2. 薬剤師の職能の向上に関する事項
3. 社会保険等に関する事項
4. 医薬分業の推進及び適正化に関する事項
5. 公衆衛生の改善に関する事項
6. 薬事の情報に関する事項
7. 会員相互の融和及び扶助に関する事項
8. 医師会・歯科医師会等の関連団体との連携及び交流に関する事項
9. 地域病院薬剤師との連携に関する事項
10. 防災事業に関する事項
11. 未病・セルフメディケーションに関する事項
12. かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師に関する事項
13. 地域住民の方々への啓蒙・啓発活動に関する事項
14. 薬学生実習に関する事項
15. 学校薬剤師活動に関する事項
16. 新興感染症に関する事項
17. その他目的達成に必要な事項

第3章 組織及び会員

(組織) 第5条 本会は神奈川県薬剤師会会員、横浜市薬剤師会会員及び旭区内に居住するまたは開設する薬剤師並びに薬事関係者をもって組織する。

(会員) 第6条 本会の会員は以下の4種類とする。

1. 正会員
正会員は第5条に定める者とする。

2. 個人会員

個人会員は正会員の事業所に勤務する薬剤師、又は本会の主旨に賛同する薬剤師並びに薬事関係者とする。

個人会員は以下の区分により会での活動に制限を設けることとする。

個人会員 A：正会員の事業所に勤務する薬剤師で横浜市薬剤師会かつ当会の会員であるもの

個人会員 B：正会員の事業所に勤務する薬剤師で当会のみのものであるもの

個人会員 C：A・B以外のもの

3. 名誉会員

本会に功労が合った者で、総会において承認されたもの

4. 学生会員（実習年度を含む4年間）

正会員の薬局で実務実習を行った実習生で、本人から入会の希望があったもの。

会員の活動制限について

個人会員 C・学生会員においては、旭区薬剤師会開催の研修会（参加費無料）・レクリエーション事業への参加を可能とする。

第4章 入退会

(資格の取得) 第 7 条 本会に入会を希望する者は入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(資格の喪失) 第 8 条 本会の会員資格は、次の事由によりその資格を失う。

1. 退会（退会届によるもの）
2. 会員の死亡
3. 経営権の譲渡あるいは売却（正会員）
4. 除名

(除名) 第 9 条 次の各項のいずれかに該当するものは、理事会で審議決定し、除名することができる。尚、審議の場において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

1. 会則に違反する行為があるとき。
2. 本会の名誉を傷つける行為があるとき。
3. 本会の目的にそぐわない行為があるとき。
4. 本会の事業を妨害しまたは妨害しようとしたとき
5. 本会の組織を不正に利用しまたは利用しようとしたとき
6. 会費を期限までに納めないとき（3ヶ月以上の滞納）

第5章 役員

(役員の種類) 第 10 条 本会は下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 理事 4名以上15名以内
- (4) 統括会計 1名
- (5) 監事 2名以内

(役員を選任) 第 11 条 会長及び監事は総会において、会員の中より選挙によって定める。

副会長及び統括会計は会長が会員の中より指名した後、総会の承認をもって選任する。

尚、会長・副会長は理事との兼務をしない。

(役員任期) 第 12 条 (1) 役員任期は1期2年とし、補欠役員任期は前任者の残存期間とする。但し再任される事が出来るが、会長の任期は3期を限度とする。

但し特別な事情がある場合は、理事会と総会の承認をもって1期のみ任期を延長することができる。

(2) 役員はその任期が満了した後においても後任者が引継ぎを終了するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務) 第 13 条 役員は次の任務を担う。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は理事会において決定した担当業務を掌る。
4. 統括会計は本会の会計業務を行う。
5. 監事は下記事項を監査し、総会において監査報告を行う。

財産の状況

役員業務執行の状況

会務及び会計等の状況

(役員解任) 第 14 条 (1) 役員として相応しくない行為があった場合は、総会において、会員の2分の1以上の同意により、これを解任することができる。

(2) 役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第6章 顧問・相談役・委員会

(顧問及び相談役) 第 15 条 (1) 本会は第 10 条で定める役員の他に顧問・相談役を理事会の推薦において定めることができる。

(2) 顧問及び相談役は本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応じる。

(委員会) 第 16 条 本会は会務の遂行上、必要と思われたとき理事会にて決議の上、委員会を設けることができる。

第7章 会議および総会

(会議) 第 17 条 本会の会議は例会・理事会・役員会及び総会とする。

第 18 条 例会は会員相互の研修・連絡調整のため必要に応じて開催し、会長が招集する。

第 19 条 理事会は会長・副会長・理事・統括会計・監事によって構成され、会長が招集し、議長にあたる。

第 20 条 役員会は会長・副会長によって構成され、会長が招集し、議長にあたる。

(総会) 第 21 条 総会は毎事業年度終了後 2 か月以内に開催し、正会員の委任状及び出席者の過半数を以って成立する。
別に会長が必要と認めた時、又は正会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合、臨時総会とする。総会は会長が招集する。議長は総会ごとにこれを定める。

(議決) 第 22 条 議決は出席者の多数決によって決し、同数の時は議長が決する。

(会員の議決権) 第 23 条 正会員は各々 1 票の議決権を有する。

(個人会員の権利) 第 24 条 個人会員 A・B は議決権を有しないが、総会への出席および意見・提言を述べることができる。

(総会及び臨時総会の開催及び招集)

第 25 条 総会及び臨時総会は次の事項を決議する。

1. 会則及び細則の改正
2. 会長・監事の選出に関する事
3. 事業計画案及び収支予算案の承認
4. 事業報告及び収支決算報告の承認

5. 役員手当
6. その他会長が必要と認めたこと

第8章 会計

(会計) 第 26 条 本会の運営上必要な経費は会費(負担金)及び寄付金その他の収入をもってあてる。

第 27 条 本会の運営に必要な経費は事業計画案及び収支予算案のもとで会長の承認を得て支出するものとする。

第9章 入会金・会費

(入会金) 第 28 条 入会に関して理事会の承認を受けたものは速やかに入会金を納入するものとする。

尚、入会金額は細則により定める。但し、いかなる場合といえども既納の入会金は返還しない。

(会費) 第 29 条 会員は会費等を遅滞なく納入するものとする。

但し、会員が店舗の火災 天災・病気療養等の止むを得ざる事情により休業する期間の会費は会員からの届け出により、理事会にて審議の上期間を定めて会費の納入を減免する。尚、いかなる場合にも既納金の払い戻しはしない。

第10章 会計の期間

第 30 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始め、翌年3月31日に終わる。

第11章 その他

第 31 条 本会則に定めるものの外、会の運営について必要な事項は理事会に図りこれを定める。

第 32 条 本会は会員各自が納入すべき横浜市薬剤師会会費の集金の代行をする。

その際同会より支払われる集金手数料は本会の収入とすることができる。

第 33 条 その他、本会が代行して集金することにより生ずる集金手数料も前項に準ずる。

第 34 条 本会則の施行のため必要な細則は理事会の議決を経て会長が定める。

第 35 条 附則 本会則は令和 5年6月1日より施行する。

旭区薬剤師会細則

1. 会計に関すること

下記諸費用については理事会において決定し、これを定める。

1. 会員の慶弔金・疾病 災害見舞い金等。
尚、対外的な慶弔金に関しては、会長の承認の上随時これを決める。
2. 出張費用・交通費等会運営に必要な人件費。

2. 委員会に関すること

会務を円滑に行なう為、下記の委員会を設けることができる。

委員会の構成は理事会にて必要と認めた会員により構成される。委員長は委員の互選により選出され、当会の理事となる。

なお、委員会の運営は当会担当副会長と協議のうえ、運営する。

保険薬局委員会

学術委員会

介護委員会

休日急患委員会

学校薬剤師委員会

厚生委員会

I T委員会

リスク委員会

災害対策委員会

実務実習委員会

健康推進委員会

3. 地区に関すること

本会は地域連携及び協力を図るため、下記の4地区を設け、各々に地区長・班長を置く。地区長は理事となる。

三ツ境・希望が丘 万騎が原・二俣川 鶴ヶ峰 白根・都岡

地区長は、当会役員と協議のうえ、情報伝達、親睦等、地域薬局および薬剤師が業務を遂行できるよう調整する。

会費・入会費規定

1) 会費は次の通り定める。

会則第6条 1. 正会員

保険薬局の開設者または管理薬剤師 年間 48,000 円

保険薬局以外の開設者 年間 36,000 円

- 2. 個人会員 A (横浜市薬剤師会・当会に入会) 年間 5,600 円
個人会員 B・C (当会のみ入会) 年間 3,600 円
- 3. 名誉会員 免除
- 4. 学生会員 免除

2) 入会金は次の通り定める。

但し、入会を希望する者の内、正会員は原則として神奈川県薬剤師会(支部所属会員)、及び横浜市薬剤師会会員でなくてはならない。

会則第 6 条による 1. 正会員 60,000 円
(HP 登録料を含む)

慶弔費

3) 正会員への慶弔金 災害見舞い金等。

死亡	本人	30,000 円
	配偶者 実子	20,000 円
	両親(同居)	10,000 円
	両親(別居)	5,000 円

花輪 災害見舞い金等は事例ごと理事会にて 10,000~50,000 円で決定。

出張費・交通費

4) 出張費用等会運営に必要な人件費は理事会によって審議し、これをきめる。

出張費用は 4 時間まで 5,000 円
4 時間超 10,000 円

薬剤師会から派遣されて講演を行った場合 1 回 15,000 円
当会会員が学会等で発表する場合、その筆頭演者の参加費、交通費、宿泊費を支給する。(ただし支給に関しては事前に理事会の承認を得るものとする。)

但し出席する会側より何らかの支給があった場合はその差額を補填する。

理事会等会内での会合については、出席に応じて会合費(出張費)1 回 5,000 円とする。

役員手当

5) 役員手当

役員手当は理事会にて審議の上総会にて承認を必要とする。

役員手当	会長	月 30,000 円
	副会長	月 15,000 円

統括会計月 15,000 円
その他の理事および監事 理事会の出席等に応じ会合費を支払う
班長手当 月 1,000 円

夜間急病センター出動規定

1. 夜間急病センターの出動者は当会会員であり、理事会の承認を得た会員とする。
尚、横浜市薬剤師会に併せて入会しなければならない。
2. 出動者は薬剤師賠償責任保険に加入しなければならない。
3. 理事会は調剤経験等を考慮し、研修期間を定めることができる。

あさがお薬局出動規定

1. あさがお薬局の出動者は当会会員であり、理事会の承認を得た会員とする。
尚、横浜市薬剤師会に併せて入会していることが望ましい。
2. 理事会は調剤経験等を考慮し、研修期間を定めることができる。